

# 早稲田大学

## 日本語教育研究科・日本語教育研究センター

### 研究調査倫理ガイドライン

早稲田大学大学院日本語教育研究科  
日本語教育研究センター

#### 前文

日本語教育にかかわる者は、すべての人の基本的人権と尊厳を尊重し、これを侵さず、人の自由と幸福と平和の追求のために日本語教育の研究・実践に関わることをめざす。そのために、日本語教育の研究調査を行う者は、研究に関わるすべての者に対して、人権を守り、心身の安全を確保し、健全な生活を送れるように適切な配慮を払うことに努めなければならない。

この精神に基づき、以下の「ガイドライン」を定める。この「ガイドライン」は、自由な研究調査を制限するためではなく、研究倫理を逸脱する行為を避け、研究の質を向上させ、よって研究成果が広く公に認められることをめざすためのものである。したがって、日本語教育の研究を行う者は、この精神と規定を遵守しなければならない。

#### 第1条. 【目的】

早稲田大学大学院日本語教育研究科・日本語教育研究センター「研究調査倫理ガイドライン」(以下、ガイドライン)は、日本語教育に関する研究調査を行うにあたって留意する事項を示す。

#### 第2条. 【適用範囲】

本ガイドラインは、研究調査を行うすべての者(以下、調査者)が早稲田大学において実施する、人にかかわるすべての研究調査に適用される。

2. 本ガイドラインは、調査者のうち、早稲田大学大学院日本語教育研究科に所属する専任教員、任期付教員、非常勤講師、助手・助教、大学院生、研究生、科目等履修生、委託科目等履修生等、および日本語教育研究センターに所属する専任教員、任期付教員、非常勤講師、インストラクター(非常勤)、助手・助教等が早稲田大学以外の場所で行う研究調査にもすべて適用される。

### **第3条. 【研究上の義務】**

調査者は、研究調査の実施にあたって、以下の事項について配慮する義務を有する。

- (1) 研究調査の社会的、倫理的妥当性への配慮
- (2) 研究調査に協力する者の人権擁護、プライバシーの保護
- (3) 研究調査に協力する者への十分な説明と同意
- (4) 研究調査に協力する者の個人情報および資料保管の確保

### **第4条. 【説明と同意】**

調査者は、あらかじめ研究調査に協力する者に以下のことを説明し、原則として文書により署名および同意を得たうえで研究調査を行うものとする。

- (1) 人権擁護とプライバシーの保護
- (2) 研究の目的
- (3) 研究の方法
- (4) 安全性の確保
- (5) 研究成果の公表
- (6) その他、必要とされる事項

2. 研究調査に協力する者は、研究協力に参加することを同意した場合でも、隨時これを撤回することができる。

3. 研究調査に協力することを依頼し同意しなかった場合でも、その者に不利益が生じないように配慮しなければならない。

4. 研究調査への協力の同意は、研究調査に協力する者本人から得るものとするが、協力者が同意の判断ができない場合には、その協力者を保護する立場にある者の判断と同意を得なければならない。

### **第5条. 【社会的、倫理的妥当性への配慮】**

調査者は、研究調査の実施にあたっては、研究に協力する者に対して、社会的および倫理的妥当性に配慮しなければならない。

2. 調査者は、調査に際し、調査者名、調査目的および責任の所在を明らかにしなければならない。

3. 調査者は、調査に際し、差別や偏見が助長されないように言語表現に留意しなければならない。

### **第6条. 【個人情報および資料管理の確保】**

調査者は、研究調査で得た、研究調査に協力した者の個人情報や資料を管理しなければならない。

2. 調査者は、研究調査を実施する際、研究調査に協力する者が不利益を被らないように努めなければならない。

3. 研究調査で得られた情報は、同意を得た本来の目的以外に使用してはならない。

#### 第7条. 【研究調査倫理審査委員会の設置と任務】

日本語教育研究科・日本語教育研究センター内に、研究調査倫理審査委員会（以下、審査委員会とする）を設置する。

2. 審査委員会は、研究調査を行おうとする者から提出された研究調査倫理審査申請書の審査を行う。

#### 第8条. 【研究調査倫理審査委員会の構成と任期】

審査委員会は、以下の委員により構成される。

(1) 日本語教育研究科の専任教員より日本語教育研究科長が指名する者 2名

(2) 日本語教育研究センターの専任教員・任期付教員（助教を除く）より日本語教育研究センター所長が指名する者 2名

2. 委員の互選により委員長を選出する。

3. 委員の任期は、原則として、半年とする。

#### 第9条. 【研究調査倫理審査申請書の提出】

研究調査を行おうとする者は、研究調査を実施する前に所定の研究調査倫理審査申請書（以下、申請書）を審査日程にしたがって審査委員会へ提出し、承認を得なければならない。

2. 研究調査倫理審査申請書を提出した者（以下、申請者）は、審査結果が通知されるまで、調査を行うことはできない。

#### 第10条. 【研究調査倫理審査委員会による審査】

審査委員会は、提出された申請書を受付け、別に定める審査日程表にしたがって審査を行い、申請者へ審査結果を通知する。

2. 審査委員会は、提出された申請書による研究調査の内容が本ガイドラインの精神に反すると判断した場合は、申請者に適切な指導、助言をし、再提出を指示することができる。

#### 第11条. 【研究調査終了の報告】

申請者は、承認を受けて実施した研究調査の終了後、速やかに所定の研究調査終了報告書を審査委員会に提出しなければならない。

## 第11条の2 【研究調査倫理委員会の設置と任務】

日本語教育研究科・日本語教育研究センター内に、研究調査倫理委員会を設置する。

2. 研究調査倫理委員会は、本ガイドラインの規定に関する事案を検討する。
3. 研究調査倫理委員会は、検討した内容を日本語教育研究科の運営委員会および日本語教育研究センターの教学検討委員会に諮るものとする。

## 第11条の3 【研究調査倫理委員会の構成と任期】

研究調査倫理委員会は、以下の委員により構成される。

- (1) 日本語教育研究科の教務主任 1名
- (2) 日本語教育研究センターの教務主任のうちから選出された者 1名
2. 委員の互選により委員長を選出する。
3. 委員の任期は、原則として、半年とする。

## 第12条. 【本ガイドラインの改廃】

本ガイドラインの改廃は、日本語教育研究科の運営委員会および日本語教育研究センターの教学検討委員会における承認をもって行うものとする。

## 附則

### 1. (施行期日)

本ガイドラインは、2010年10月1日より実施する。

### 2. (研究調査倫理審査申請書の用語)

申請書で使用する用語は、以下のことを意味する（番号は申請書と対応する）。

- ・「調査責任者」①・・・申請書における調査を実質的に行う者をいう。
- ・「資格」②・・・・教授、准教授、講師、助手・助教、非常勤教員、インストラクター、大学院生等をいう。
- ・「共同研究者」③・・・調査責任者とともに申請書における調査を行う者をいう。
- ・「調査協力者」⑨⑪・・・これまで被験者、調査対象者、インフォーマント等と呼ばれてきた人を含む調査にかかわる者をいう。
- ・「調査データ」⑩・・・調査で得られる情報で、機関や組織、個人にかかわるすべての情報をさす。例：レポート、作文、授業提出物、テスト結果、音声、録画映像、写真、メール、手紙等。

### 3. (研究調査の開始)

申請が承認された後も、調査に関する、機関、組織、クラス担当者、コーディネーター等の事前の了解を得なければ、調査を開始することはできない。

#### 附則

##### (施行期日)

本ガイドラインは、2014年9月21日より実施する。

#### 附則

##### (施行期日)

本ガイドラインは、2016年4月1日より実施する。

#### 附則

##### (施行期日)

本ガイドラインは、2019年4月1日より実施する。